

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

株式会社コストプラン
きつずワン フレンズ保育園

株式会社フィールズ
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	きつずワン フレンズ保育園
種別:	地域型保育事業
代表者氏名:	園長:四野見 直子
定員(利用人数):	21名(18名)
所在地:	〒251-0041藤沢市辻堂神台2-2-44エルム湘南3F
TEL/FAX :	TEL0466-54-8835 FAX0466-54-8825
ホームページ:	https://kidsone.jp/
開設年月日:	2016年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社コーストプラン

職員数	常勤/非常勤	常勤:4名	非常勤:4名
	専門職員(名称)	保育士:8名	
		栄養士:1名	

施設状況

保育室:2	トイレ:3
調理室:1	事務室:1
園庭:なし	

③理念・基本方針

子どもに快適な環境で十分な成長と発達を促すと共に、お仕事が忙しい中、家事・育儿と頑張っている保護者の方ができるだけサポートする。一人ひとりのお子様を大切にお預かりし、子どもの目線にたち家庭的保育を目指し、「子ども主体」の保育を実現する。
(保育理念)
①共に遊び、学び、つながり、今を生きる ②子どもを愛し支え受け止める
(園目標)
①遊びを通して、思いやる心を育む ②よく食べて、元気な心と体を育む ③自分の思ったことを表現する力を育む ④自立していく喜びを育む ⑤明るく、素直で、前向きに生きる力を持つ

④施設・事業所の特徴的な取組

事業所内保育園より平成28年に小規模認可としてスタートしました。ワンフロアを廊下で区切り、左右2園(メイト保育園・フレンズ保育園)の小規模保育園を運営しています。メイト保育園は0歳児3名、1歳児6名、2歳児6名、さらに3歳児定員の弾力化があり6名の受け入れを行っており現在18名が在籍しています。園庭はないものの、園周辺にはたくさんの公園に恵まれている為、晴れていれば積極的に公園へお散歩に出かけ、夕方も戸外に出て体を動かしています。また、給食もたくさんのおかわりができるように多めに作って提供できるようにしています。保護者に寄り添うことを基本に、登降園時には声をかけ園児の日常の様子の他、一番身近な相談役として育児や仕事などの悩みにじっくりと耳を傾け時間をかけて対話を重ねています。家庭的な保育への取り組みとして、担当制保育を取り入れ0歳児から1対1での食事や排泄、着脱等にじっくりと関われる保育環境を作り、自立に向けた援助を個々の発達に合わせて行っています。保護者参加型の行事を多く取り入れて実施しています。劇・イベントの企画等を職員一緒に考えながら「子どもたちが喜ぶ」行事を保護者の皆さんと作り上げています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和3年10月20日	訪問調査日:令和4年2月10日
評価結果確定日	:令和4年4月8日	

受審回数(前回の時期)	- 回(前回: - 年度)
-------------	---------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 積極的な戸外活動

午前の保育内容は外遊びを中心として積極的に屋外へ出かけています。園庭はありませんが、近くにはさまざまな公園があり、午睡の後にも散歩に出かけ、体を動かしています。園はJR辻堂駅から徒歩数分の場所にあるため、駅に電車やバスを見に行く、公共施設へ遊びに行く、スーパー・マーケットのイベント参加や、消防署に立ち寄って消防車を見たり、神社に行くなど、地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会も多くあり、子どもの生活と遊びが豊かに展開されています。

2) 丁寧な食育活動

プランターで米作り、夏野菜（トマト・オクラ・ナスなど）の栽培などで、子どもたちは楽しみながら食への興味関心を育んでいます。収穫した米はおせんべいにしてもらって食べました。夏野菜はスタンプ制作で使用しました。野菜の皮むき、ピザ、クッキーなどクッキングにも挑戦しています。時には給食をお弁当風に詰めてもらって、園のベランダや公園に行き、皆で戸外給食を楽しむこともあります（コロナ禍以前）。また、献立は旬の食材、季節ごとの年中行事、和・洋・中のバランスなどを考慮したものを使用し、給食・おやつは手作りにこだわっています。栄養士が毎日給食の時間に保育に入り、子どもたちの様子を丁寧に見ています。毎月の誕生会では栄養士が食べ物に関する紙芝居やクイズを出しています。

3) 保護者支援

職員は保護者が安心して子育てができるように支援をしています。連絡帳の内容や送迎時の表情などから、保護者の悩みや疲れをキャッチできるように、常に心がけています。普段から積極的に保護者に声をかけ、要望がなくても落ち着ける場で話を聞いています。一番身近な相談役として育児や仕事などの悩みにじっくりと耳を傾け、時間をかけて対話を重ねています。懇談会では最初にアイスブレイクを行い、話しやすい雰囲気を作っているほか、子どもたちの成長やクラスの様子について、保育中の写真を見せながら伝えたり、育児の悩みを皆で共有する貴重な時間にしたりしています。

◇改善を求められる点

1) 業務の標準化

マニュアルに基づいた個々の対応ができるよう園内研修や訓練を行っています。園長が現場に入って指示を出し、職員同士で確認し合っていますが文書化されていません。今後、保育業務について基本的手順などを文書化することが望まれます。会議やコミュニケーションのあり方も含めて、業務の標準化につなげていくことが期待されます。

2) 中長期計画の策定

事業経営を取り巻く環境と経営状況の的確な把握・分析の継続をする中で、中長期的なビジョンを明確にした中長期計画及び収支計画の策定が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名： きつずワンメイト保育園

開園して以来、初めて第三者評価を受審させて頂き、運営や保育内容に関して振り返り、現状や具体的な課題が見つかるよい機会となりました。引き続き評価に基づいた話し合いや学び合いの時間を職員で作り、保育の質の向上に向けた取り組みを行っていきたいです。

合わせて働きやすい職場作りに向けて職員の就業状況を把握し、具体的な取り組みを検討し、体制を整えていきたいと思います。

保護者アンケートでは多くの方に肯定的なご意見も頂けたことに感謝の思いでいっぱいです。

これからも、子ども達一人ひとりを大切にし、子ども達が健やかに成長して、保護者の方に安心して頂き、地域に愛される保育園を目指して今後も努力していきたいと思います。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断基準】		
<p>a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。</p>		
<p><input checked="" type="checkbox"/> ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</p>		

<コメント>

保育理念・保育方針・保育目標があり、パンフレット、重要事項説明書などに記載をしています。保育理念は「共に遊び、学び、繋がり、今を生きる」「子どもを愛し支え受け止める」で、園の保育の考え方を読み取ることができます。職員には会議の中での確認や、職員自らの業務の意識付け、実践につながるようにしています。保護者にはパンフレットを用いた園見学の段階から説明をしています。入園時の面談ではさらに丁寧に説明する時間を作るようになっています。今後も理念・方針の周知に向けた取り組みの継続が望まれます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 - b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 - c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向については法人が主に行っています。法人の方針にもとづき園運営を行っています。園周辺は子育て世代に人気のある辻堂地域で、公園なども整備されており、環境に恵まれています。今後の福祉に対する需要の動向、子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータの収集・分析などは法人と連携しています。毎月空き人数を市に報告し、入園の受け入れをしています。今後も事業経営を取り巻く環境と経営状況の的確な把握・分析の継続が望されます。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

県や市の動向や地域の状況などから園を取り巻く環境を把握しています。園の経営状況や改善すべき課題について、法人と、また、園の経営状況や改善すべき課題について、職員会議で全職員と共有しています。課題の解決に向け、会議等で検討し、対策や方向性を決めてPDCAサイクルで取り組んでいます。運営に必要性のある課題について、全職員へさらに継続して周知する努力が望れます。

I -3 事業計画の策定

I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I -3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
---	--	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
 - b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していないなく、十分ではない。
 - c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中長期計画及び収支計画の策定が確認できなかったため、C評価になります。

第三者評価結果

5	I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の事業計画の策定はありますが、中長期計画策定の確認ができなかったため、C評価となります。

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

園の事業計画は、全体的な計画や重要事項説明書と連動をしており、職員会議で検討後、策定しています。今年度は長引くコロナ禍のため、保育や行事が例年通り行えず、計画はその都度評価・見直しをしています。保育内容については、指導計画作成、行事の計画、職員の自己評価等、PDCAサイクルで取り組んでいます。中長期計画策定後には連動することが期待されます。

第三者評価結果

7	I -3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

園の事業計画の主な内容や目的は、園長から保護者に説明をしています。保育に関することは重要事項説明書で説明し、計画に変更が生じた際は、その都度お知らせを配付しています。年間行事については懇談会で保護者の要望を聞きながら、開催日時などを考慮したり、行事後アンケートなどの意見や要望を事業計画に取り入れるようにしています。事業計画の周知では職員も課題を認識しています。

I -4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I -4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価 (C : Check) を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

全体的な計画、指導計画作成、行事の計画、職員の自己評価等、全て保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。年間指導計画、月間指導計画に自己評価欄、日誌に反省欄があり、日々の保育から自らを評価していく体制があります。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。第三者評価は今年度初めて受審しています。保育の質の向上に向け、組織的に検討する場や時間の確保のさらなる工夫が必要であると考えています。取組の継続が望されます。

第三者評価結果

9 I -4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

毎年保育所の自己評価を行い、取り組むべき課題を明確にして計画的な改善を行っています。自己評価結果は、玄関に掲示して保護者に周知しています。改善計画は、進捗状況の評価に応じて進め方の見直しを行っています。長引くコロナ禍により、行事を始め園運営の一つひとつを職員と見直し、取り止めにすることはせずに形を変えて行うなど、何を大切にすべきか最善を見つけながら進めています。さらなるサービスの質の向上のための第三者評価受審の自己評価は今年度予定通り取り組んでいます。第三者評価結果は今後公表する予定です。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、園をリードする立場として日頃から全体把握に努めているほか、会議などを利用し、子ども一人ひとりに対する丁寧な保育について、個別対応を増やす、時間差を付けながらの対応など、方針や取り組み目標、内容について全職員に伝えています。園長自らの役割と責任については「運営規定」や「事業計画」に明記されています。園長が不在時は慣例として主任が園長代行職員として役割を担うようになっていますが、平常時のみならず有事における役割と責任について明確化することが期待されます。

第三者評価結果

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は園をリードする立場として社会的ルールや倫理等、遵守するための幅広い分野の法令について十分な理解をしています。園の取引事業者を決める場合には複数業者から見積もりをとっています。環境に配慮した取組については、省エネルギー・エコロジーなど職員に周知して取り組んでいます。園長は自ら学んだことを園内研修や会議の場で職員に周知し、不適切な対応がないよう働きかけをしています。報道された不適切事案等についても話し合いの題材としてさらなる意識の啓発を促しています。

II-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は主任やリーダー格的職員と話し合いをしながら、日誌や月間指導計画の振り返りを通して、保育の現状について把握しています。毎年の保育所の自己評価においても保育の質の現状について、評価・分析を行っています。また、会議では気づいたことを伝え、保育のアドバイスや提案等を行ったり、職員から意見・提案を聞いています。さらに保育の質の向上に向け、組織の中で望まれる役割を担える人材の育成、経験、それに必要な役割を高めていかれるように指導しています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は法人代表とともに経営状況やコストバランスの分析にもとづいて、園としての将来や経営資源の有効活用などを常に考えて運営を行っています。園長はクラスの様子、本人の希望、全体のバランスなどを考慮し、毎年の組織体制作りを行っています。また、会議で課題や改善に向けた方向性を示し、業務の効率化、事務(記録)時間の確保、休憩のとり方、職員の応援配置など働きやすい環境づくりに取り組むことで組織内に同様の意識が形成されるようにしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
 - b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
 - c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人では、ホームページに、人材確保のための求人・採用情報を載せ、藤沢市主催の就職説明会、民間の説明会にも参加して人材確保に努め、働きやすい環境づくりを心掛けています。事業計画の中で園と職員の目指す姿について明記しています。また、園の基本方針は職員の行動指針となっています。園では職員研修を積極的に行い、園長自ら保育に入り職員に指導をしていますが、人材育成計画やキャリアマップは作成できていません。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。

<コメント>

保育方針は職員の行動規範となる内容です。事業計画の冒頭にも園と職員が目指す目標について明記しています。就業規則、賃金規定、育児介護休業規定、慶弔規定を定めています。職員の評価は園長面談や職員個人の自己評価を元に行っています。育児や介護中の職員が多いため、残業や持ち帰りを減らし、働きやすい職場づくりに努めています。職員が将来の姿を描くことができるよう、園独自のキャリアアップの作成が期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は、日ごろのコミュニケーションや個人面談などで職員の就業状況や意向の把握に努め、人事や労務管理を行っています。社会保険労務士に相談しながら適切な運営を行っています。有給休暇の他にリフレッシュ休暇を定めています。休暇やシフトは子育てや介護のある職員だけでなく、単身者にも配慮しています。湘南勤労者福祉サービスセンター(しおかぜ湘南)に加入し、スポーツクラブや慶弔給付金などのサービスを利用しています。ビル1階にある事務所に休憩スペースが確保され、職員が休憩できる環境が整っています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

保育方針や事業計画に「期待する職員像」を明記しています。職員は年2回目標設定を行い、園長面談で達成度を振り返っています。園長は面談で職員一人ひとりにアドバイスを行い、次回の目標管理につなげています。園長は日ごろから職員とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築いています。一連の流れは、非常勤職員も対象となっています。

第三者評価結果

18

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

基本方針や事業計画の中に「期待する職員像」を明らかにしています。園の計画の中に、職員として必要とされる専門技術や専門能力の明示はありません。園長と副主任を中心に年間研修計画を作成しています。計画の見直し、評価は毎年2月に行っています。外部研修の報告は毎月の全体会議で行い、全職員で共有しています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりの知識、専門資格取得状況、経験等は園長が把握しています。毎月「アレルギー」「SIDS」などテーマを変えて園内研修を行い、スキルアップに努めています。外部研修の情報をまとめた「研修ボード」を作成し、職員に周知しています。外部研修の報告は月1回の全体会議で行っています。常勤、非常勤問わず、研修に参加できるようにシフトの調整を行い、研修を推奨しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを作成しています。受け入れの際は、学校や学生と話し合いながら適切なプログラムを実施する準備をしています。現在まで実習生の受け入れ実績はありませんが、実習生の受け入れについて事業計画に明記し、複数の学校に案内を送っています。指導者研修は藤沢市で行っていないため、園での指導者研修を検討しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

c

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページで園の紹介はありますが、園の理念、保育方針、保育内容、園の特色、事業報告、事業計画、予算、決算情報は公開していません。今回の第三者評価の受審結果は、神奈川福祉サービス第三者評価推進機構のホームページで公表予定です。苦情解決の体制や、苦情への対応についての公開はしていません。毎年、地域の親子向けに開催される「明治地区子育てメッセ」に職員が出向き、園の紹介や手作りおもちゃの製作を行い、地域交流をしています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

事務、経理、取引についてのルール等は、運営規定、経理規定、就業規則等に明記されています。職務分掌を作成しています。事業計画には施設長、リーダー的保育士、保育士、栄養士それぞれの役割について明記しています。経理は外部委託しており、税理士が毎月の経理処理のデータを精査し、社会保険関係は社会保険労務士が確認しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

保育方針の中に「地域と連携を大切にし、地域に根付き、地域から選ばれる保育所をつくる」と明記しています。玄関にお散歩マップを掲示し、地域の情報や育児に役立つチラシを置いています。近隣の商業施設が開催する七夕、クリスマス、ハロウィンのイベントに子どもたちと参加しています。提携園である辻堂保育園と交流を行っています。近隣には公園が多数あるため、ほぼ毎日散歩に出かけ、出会った地域の方とあいさつを交わしています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

<コメント>

ボランティア受け入れマニュアルを整備し、受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。現在までボランティア受け入れの実績はありません。中学校の職業体験の受け入れについて事業計画にあげ、その社会的意義についても明記しています。コロナ禍で受け入れ困難な状況ですが、ボランティアの受け入れは保育所が地域社会とつながる柱の一つです。感染状況が落ち着いた後には、ボランティアの受け入れを推進することが期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

警察、消防、藤沢市保育担当課、藤沢市保健福祉事務所、防災拠点などの連絡先のリストを作成しています。連絡先リストは事務室に掲示し、職員間で共有しています。地域の園長会、幼保小連絡会に出席し、地域の共通の課題の解決に向けた取組を行っていますが、保護者には関係機関との連携が評価されていません。毎年行われる子育てメッセで民生委員との交流があります。家庭での虐待等が疑われる場合は、児童相談所等の関係機関との連携を図ることになっています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

藤沢市の園長会、幼保小連絡会に参加して、地域の子育て世代のニーズの把握に努めています。民生委員と定期的な交流があります。園見学の保護者を年間約30組受け入れています。見学の際に育児や子どもに関する多様な相談に応じていますが、地域への貢献は難しい状況です。コロナ禍では園児の散歩中に保育室を案内したり、タブレット端末で園内を紹介するなど工夫しながら行っています。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域の「子育てメッセ」に参加し、子育て支援の分野で地域振興に協力しています。園見学の参加者や子育てメッセの参加者に法人が運営するベビーシッターの紹介をして、育児に悩んでいたり、実家が遠方など子育てのサポートが必要な親子のニーズに応えています。保育実習生や中学生の職業体験について事業計画に明記し、園の地域貢献に関する考えを示しています。

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつたための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつたための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育方針に「子どもの個性・表現・生き方を認め、愛情をこめて育む場をつくる」と定めています。子どもを尊重した保育については、理念、基本方針の他、事業計画にも明記しています。年初の職員会議で職員に理念と基本方針を浸透させる取組を行っています。倫理綱領の策定はありません。年1回子どもの「人権擁護のためのセルフチェック」を園内研修で行い、人権についての意識の振り返りを行っています。性差については、言葉の選び方に配慮し、グループ分けなどに固定的な対応はとっています。

第三者評価結果

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

ベランダで水遊びを行う場合は目隠しを設置し、周囲から見えないようにしています。おむつ替えはトイレで行い、トイレは混みあわないように職員が声を掛け合っています。シャワーやおむつ替えは、職員が個別に援助するように配慮しています。年1回、園内研修で子どもの「人権擁護のためのセルフチェック」を行い、人権について意識の振り返りを行っています。園の取組について、保護者への説明は行っていません。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

保育理念、保育方針、園の概要、デイリープログラム、年間予定表を載せた「園のパンフレット」は毎年行われる「明治地区子育てメッセ」で来場者に配付しています。「園のパンフレット」はA4判三つ折りで手に取りやすく、カラーイラストと地図入りで、利用希望者の求める内容が簡潔に記載されています。園見学の希望者は随時受付けており、園長が個別に対応しています。資料やホームページの情報は随時見直して、最新の内容に更新しています。

第三者評価結果

31

III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保育の開始時には保護者の意向を確認し、入園のしおりに沿って説明をしています。入園にあたって準備するものは実物を見せながら説明しています。説明後には同意書をもらっています。保育内容の変更時には、写真を用いてわかりやすく掲示したり、おたよりの配布を行っています。午睡用の布団を、持ち帰りの必要がないように園で布団を購入した実績があります。外国籍の保護者など配慮の必要な場合は、対応を会議で話し合い、会議録に残して職員で共有しています。

32

III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

園児の転園先には保護者の同意を得たうえで情報提供し、引き継ぎを行います。配慮が必要な子どもには保護者の承諾を得てから引き継いでいます。園児の情報は5年間保存し、問い合わせがあった場合に対応できるようにしています。転園や卒園の際には、卒園後もいつでも相談に応じることを口頭で伝え、職員手作りのアルバムを渡しています。相談窓口は園長です。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するため、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は子どもの表情やしぐさから気持ちをくみとり、子どもの思いを受けとめ、信頼関係を築いています。子ども一人ひとりのやりたい気持ちが十分に満たされるように環境を整えています。行事ごとのアンケート、懇談会、個人面談を行い、保護者の意向を確認しています。アンケート、個人面談、懇談会で出た意見は職員会議で共有し、検討を行っています。保育士、栄養士、看護師が日常的に相談に応じ、保護者の意見を保育に反映しています。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
 - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
 - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しそうい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決マニュアルを作成し、苦情解決の体制（受付担当者、解決責任者、第三者委員）を整備しています。重要事項説明書に明記しており、園内に苦情解決の仕組みについて掲示し、意見箱の設置もしています。苦情受付ファイルがあり、寄せられた意見を保管しています。苦情要望については職員会議で話し合い、保育の向上にむけて取り組んでいます。苦情を申し出た保護者には、園の対応策について伝えていますが、苦情の有無や内容についての公表はしていません。

第三者評価結果

35

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

説明会や園だよりの中で、園はいつでも保護者の相談に応じることを伝えています。苦情解決の仕組みを玄関に掲示しています。玄関に意見箱を置いていますが、さらに意見が言い出しやすくすることを課題としています。保護者からの相談にあたっては、使用していない保育室や事務室など、落ち着いて話ができる環境を準備しています。園長は普段から保護者に積極的に声をかけ、疲れたり、悩んでいる様子があれば別室で丁寧に話を聞くようにしています。

36

III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

送迎の際には、保護者と会話をして子どもの日中の様子を伝え、信頼関係を構築しています。懇談会では和やかな会話ができるようアイスブレイクを行い、育児の悩みや園への要望などが言いやすいように心掛けっています。玄関に意見箱を設置しています。行事ごとのアンケート・懇談会・個人面談を行い、保護者が意見を述べる機会を多く設定しています。保護者の要望や意見については、職員会議で対応を話し合い、保育の質の向上につなげています。苦情解決マニュアルは作成していますが、保護者から相談や意見を受けた場合の対応については文書化できていません。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

「安全管理マニュアル」があり、適切に対応できるようになっています。ケガや事故があった場合のほか、事故報告書作成までに至らないケガ、ヒヤリハットについても会議で職員に周知し、再発防止策、今後の取組方などを検討しています。マニュアルの読み合わせ、乳幼児突然死症候群、水遊び、救急蘇生法などの園内研修をして、子どもの安心・安全に配慮しています。園長を含め、振り返りを行うことで、園の事故対応のスキルの向上に努めています。

第三者評価結果

38

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。**a**

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症マニュアルがあり、定期的な読み合わせや見直しをしています。嘔吐処理や衛生に関し園内研修を行っています。毎日の手洗い、うがい、換気、消毒など十分な感染予防をしています。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に力を注ぎ、最善策を探っています。入園時に保護者には感染症罹患時の登園禁止期間や登園時の医師による「意見書」、保護者記入の「登園届」の提出が必要なことを説明しています。園内で感染症が発生した場合は、感染症名、クラス、発症人数を掲示して情報提供しています。

第三者評価結果

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい**b**

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

地震・火災・風水害等幅広く災害を想定した防災訓練を毎月実施しています。災害時にはアプリケーション配信と、災害伝言ダイヤル171を利用して安否確認を行い、安否確認方法については保護者、職員に周知しています。子どもは、防災カードで引き渡します。非常食は栄養士が1日の栄養計算をしたリストを作成し、3日分程度を備蓄しています。園があるビル内の合同避難訓練に参加して連携を図っています。今後は、災害時においても保育を継続するための対策・計画などについて検討が期待されます。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育理念・方針・目標を保育に関する標準的な実施方法としています。具体的な方法については「全体的な計画」「年間指導計画」「月間指導計画」「個別指導計画」「週案」や各種マニュアルを整備しています。マニュアルにもとづいた適切な対応ができるよう、読み合わせを含む園内研修や訓練を行っています。日常の保育は園長が積極的に現場に入って指示を出したり、職員同士で確認し合ったりしています。今後は、職員一人ひとりの業務や動きについてマニュアルや手順書など文書化することで、業務の標準化につなげていくことが期待されます。

41

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の内容の見直しについてはPDCAサイクル(計画の作成→実施→評価→見直し)で検討をし、改善内容が園の理念に沿った環境設定・方針なのか話し合っています。子どもの姿と保育や環境がふさわしいか職員会議で話し合っています。保護者には、意見箱、懇談会、個別面談、アンケートなどから寄せられた意向や意見を計画に反映するようにしています。PDCAサイクルを参考に、標準的な実施方法について継続的に行える仕組み作りの検討が望まれます。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

子どもの適切なアセスメントを行うにあたり、入園時の提出書類及び入園前の面談で子どもの保育に必要な個別事情や保護者の意向を記録・把握し、全園児個別の指導計画の中で明示しています。全体的な計画は毎年見直しや確認を行い、養護と教育の各領域を考慮した年間指導計画、月間指導計画につなげています。全職員で子どもの姿を共有し、個別カンファレンスを行なながら保育を提供しています。支援困難ケースについても会議で情報を共有し、担任だけでなく、園長をはじめさまざまな職員の意見を取り入れながら保育を提供しています。

第三者評価結果

43

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

月間指導計画は毎月、年間指導計画は4期の期ごとに振り返りと評価をし、見直しています。入園時の提出書類及び入園前の面談で子どもの保育に必要な個別事情や保護者の意向を記録し、把握しています。入園後は連絡帳、日頃の会話、個別面談等で把握していきます。子どもの発達や活動の様子の状況把握を常に行い、今の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くようにしています。また、その日の子どもの姿や興味に応じて、柔軟な保育を展開しています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。

第三者評価結果

44

III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

全園児個別の指導計画があり、保育日誌(0歳児は個別保育日誌)・個別連絡帳・月間指導計画等で子どもの姿や職員の援助内容が確認できます。記録については記録内容や書き方に差異が生じないよう、保育の実施状況だけでなく、そこからの反省や気づきについても記録するように園長は指導しています。小規模保育所のため、全職員が子どもを把握しており、情報共有を目的とした会議は週2回の職員会議、月末会議、給食会議があります。日々の情報は日誌で共有しています。

第三者評価結果

45

III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取り扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報の取り扱いについて入園時に保護者に説明し、署名・捺印を得ています。個人情報保護の観点から園内研修を行っています。個人情報保護規程やマニュアルもあり、職員は規定を理解し、遵守しています。子どもの記録等個人情報に関するものは全て事務所の鍵のかかる書庫に保管管理をしており、個人記録は事務所以外持ち出し禁止のルールがあります。保存や廃棄については法人の規定に書類ごとの期間があり、適正に扱っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、「共に遊び、学び、つながり、今を生きる。」「子供を愛し支え受け止める」の園の理念をベースに、保育方針、保育目標にもとづいて策定しています。全体的な計画は、子どもの発達過程ごとの養護、教育、食育、延長保育等に伴う長時間保育を考慮して作成しています。駅が近く公園が多くあるなどの地域の実態についても計画に盛り込むことが期待されます。全体的な計画は保育所保育指針の改定時に作成しました。年度末に常勤の職員を中心に計画の見直しを行い、次年度に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室は明るく、季節に合わせて温度・湿度を適切な状態に保っています。感染症対策として、換気には特に気を配っています。看護師の指導に従って、保育室の消毒を行っています。まごとコーナーやマットを設置して、落ち着いて過ごせるようにしています。カラフルな壁紙、木製の家具、コルクの床材であたたかな雰囲気です。壁やクラスを仕切る引き戸には高さや大きさの違う窓を多く設けています。子どもが低い窓から廊下や隣の部屋のぞき込み、ワクワク楽しめる仕様です。食事や睡眠のスペースは衝立で仕切り、清潔に保たれています。手洗い場・トイレは明るく清潔で、換気もできています。蛇口や便器は子どもに使いやすい高さや仕様になっています。玄関やトイレは広さが限られているため、子どもを待たせないように職員が声を掛け合って使用しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前は児童調査票や面談で、入園後は子どもの経過記録や保護者との関わりの中で、一人ひとりの子どもの状態や家庭環境を把握しています。職員会議、会議ノート、日誌、職員室のホワイトボードで子どもに関する情報の共有を徹底しています。気持ちの安定しない子どもには午前中にしっかり職員と1対1の時間を作り、その後スムーズに活動に入れるようにしています。表現の難しい子どもには気持ちに寄り添いながら、代弁するなど必要なサポートをしています。職員はせかす言葉は使わないようにし、子どもたちのペースに合わせて行動しています。職員は年齢に合った分かりやすい言葉で、おだやかに話しかけています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

職員は一人ひとりの発達に合わせて、排泄・着脱などの基本的な生活習慣が身に付けられるようにしています。職員は履きやすいようにズボンを置いたり、一緒にやって見せるなど必要な援助をしています。できたときは共に喜びあっています。職員は子どもの自分でやろうとする気持ちを尊重し、見守っています。園で歯磨きはしていませんが、食後のうがいを習慣にしています。外遊び・水遊び・散歩・昼寝など子どもの体調に合わせて時間を調整し、早めに休ませるなど活動と休息のバランスを保てるように配慮しています。おむつはずしは事前に保護者と話し合い、保護者と子どもの負担にならないよう無理なく進めています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

絵本やおもちゃは子どもの手が届くような低い棚に収納しています。片付けが自分でできるように、かごにはおもちゃのイラストが貼ってあります。壁の低い位置に帽子やカバンをかけるためのフックが設置しており、個人別のマークもついています。ほぼ毎日散歩や公園に出かけています。天気の悪い日には室内でマット遊びやアスレチックなどで体を動かして遊べるようにしています。室内屋外共に子どもの発達や興味関心に合った運動や遊びを取り入れています。ボディーペインティング、砂遊び、どろんこ遊びなど五感を使った様々な体験をしています。季節や行事に合わせた制作を楽しんでいます。かみつき、ひっかきなどの子どもの発達段階を職員で共有し、トラブルを事前に止められるように協力して見守っています。季節や遊びに応じた公園を選び、散歩に出かけた際は、地域の方と積極的にあいさつを交わしています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

一人ひとりの個別性に配慮して、眠りたいときに休めるような環境を整えています。担当制保育をとり入れています。食事・授乳・おむつ交換はできるだけ同じ保育者が行い、愛着関係や信頼関係を育めるようになっています。担当職員の不在時にも対応できるよう、職員間で情報共有しています。看護師が毎月子どもの成長と発達を確認し、職員の相談にも乗っています。子どもの月齢だけでなく、個々の発達に応じた食事を提供するために保育士、栄養士、保護者が連携しています。0歳児の環境設定については、より良い環境にむけて職員で話し合っており、今後の検討課題としています。24時間が記入できる連絡帳を通して、園と保護者が情報共有しています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

職員は気持ちや時間にゆとりをもって子どもに関わっています。着替え・手洗い・靴の着脱など時間がかかるても急かしたりせず、そばで見守っています。職員は先回りしすぎていないか話し合いながら、子どもの自発性を大切にした援助を心がけています。異年齢で散歩や室内活動を行っています。自分より低年齢の子どものお手伝いをする機会を作り、自信をつけられるようにしています。職員は、かみつきやひつかきの時期には子どもの状態をしっかり共有し、事故が起きないように見守っています。必要に応じて子どもの気持ちを代弁して、友だちと関わって遊ぶ楽しさを感じられるように援助しています。保護者とは連絡帳を使って毎日情報共有しています。送迎の際のコミュニケーションも大切にしています。子どもがワクワク興味を掻き立てられるような室内環境について、これからも課題として話し合っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児クラス以上の受け入れがないため、C評価になります。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園はエレベーターが完備したビルの3階に位置し、園内はワンフロアで段差はありません。障害に配慮した多目的トイレを設置しています。園では障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個別性を大切にした「育ちあう保育」を目指しています。必要に応じて専門家の助言を受けながら、子どもがよりよく生活が送れる工夫や配慮について会議で話し合っています。全ての子どもに個別指導計画を作成しています。障害についての外部研修に参加した職員は、職員会議で情報共有しています。今後、障害のある子どもの受け入れの場合には、これまで通り適切な対応や援助を継続することが望まれます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

保育室はコーナー・マット・ついたてなどを使い、子どもが落ち着いて過ごせるように環境を整えています。保育時間の長い子どもは、午後の散歩にも出かけるなど気分転換ができるようにしています。異年齢で一緒に活動する場合は、発達に応じた遊びができるように配慮しています。年齢の異なる関わりの中で、年少者への思いやりや年長者へのあこがれを学んでいます。職員間の情報共有を確実にするために日誌、会議ボード、ホワイトボードを活用しています。担任と保護者が直接話す機会が持てるようにシフトを工夫しています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

5歳児の受け入れがないため、C評価になります。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

保健衛生管理マニュアルを作成し、それにもとづき子どもの健康管理を行っています。年間保健計画を作成しています。不定期で保健だよりを発行し、毎月の園だよりも子どもの健康に関する情報を発信しています。毎月健康カードを保護者に返却し、予防接種などについて記入してもらい、最新の情報を得ています。入園説明の際にSIDSの説明と、うつぶせ寝を避けるように伝えています。午睡時には全てのクラスでプレスチェックを行い、記録しています。園内研修でSIDSについて取り上げ、職員の意識を高めています。保育中のケガについては事故報告書を作成し、事後の経過も記録しています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
 - b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
 - c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断と歯科健診を年2回、実施しています。健康診断と歯科健診の結果はファイルして、関係する職員で情報共有しています。事前に保護者から気になることや質問を受け付け、健診の際に医師に確認し、回答を保護者に伝えています。病気に関して園で気をつけるべき症状を聞いたり、予防接種の情報を得るなど医師の意見を保育の中でも生かしています。園で歯磨きは行っていませんが、食後にうがいをしています。健康診断と歯科健診の結果は、当日に保護者に書面で伝えています。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るために取組を行っている。

<コメント>

「きつずワンメイトフレンズ・メイト保育園アレルギー対応マニュアル」を作成しています。食物アレルギーのある子どもの保護者には、主治医に相談の上で、制限食品申請書を提出してもらっています。入園時の面談でアレルギーに関する情報を把握しています。食物アレルギーの子どもの保護者には、事前に献立内容の確認をお願いしており、保護者と栄養士は献立の確認だけでなく、日常的に連携ができます。食物アレルギーの子どもには、記名したトレイで食事を提供しています。アレルギーのある子どもも他の子どもと一緒に楽しく食事ができるように、安全面に配慮しながら机の配置などを工夫しています。全員が一緒に食事ができるように、アレルギー食材を含まない献立を作成しています。全保護者に園には食べ物を持ち込まないようお願いしています。全家庭に食材チェック表をお願いしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
 - b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
 - c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画を作成し、野菜の皮むき、栽培、野菜スタンプ作りなどや、一緒にうどん、ピザ、クッキーなどのクッキングを行っています。計画的に食育に取り組み、子どもたちが食に関心が持てるようにしています。毎日の給食の写真を玄関に掲示しています。懇談会には栄養士も参加し、人気のメニューの紹介や、保護者の質問に答えています。送迎の際にも栄養士が保護者と情報交換しています。コロナ以前は給食参観を開催し、保護者も子どもと一緒に給食を食べる機会をつくっていました。月齢や発達に合わせた食器や食具を用意しています。配膳の際に食事の量を調整し、完食の喜びを感じられるようにしています。落ち着いた雰囲気で食事ができるように、机や配膳台の配置を工夫しています。コロナ以前はベランダや公園で給食を食べる機会をつくっていました。子どもたちが楽しくおいしく食べられるように、職員でアイデアを出し合っています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

職員は咀嚼や飲み込みの様子など、一人ひとりをていねいに観察して栄養士に伝え、献立づくりに反映しています。栄養士は発達に合わせて献立・調理の工夫をしています。栄養士は毎日子どもたちの様子を見ています。0歳児にはつかみ食べの野菜を用意しています。子どもの健康状態に合わせて、消化の良い献立に変更するなど柔軟に対応しています。旬の食材を使用し、七夕そうめん、子どもの日の兜ハンバーグ、クリスマスケーキなど季節や行事に合わせたメニューの工夫をしています。毎月の誕生会では栄養士が食べ物に関する紙芝居やクイズを出しています。食べ方や座り方の指導も栄養士が行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

「連絡帳」を通して、毎日保護者と連絡を取り合っています。職員は送迎時の会話も大切にしています。クラス懇談会は年1回実施しています。懇談会で職員は子どもたちの成長やクラスの様子について、保育中の写真を見せながら伝え、保護者からは家庭での様子や子育ての悩みについて聞いています。懇談会は育児の悩みを皆で共有する貴重な時間にしています。コロナ禍では密にならないように、2回に分けて行いました。最初にアイスブレイクを行い、話しやすい雰囲気を作っています。個人面談は年1回行っています。事前に面談で話したいことについてアンケートをとり、しっかりと保護者の思いを受け止めるようにしています。今年度は近隣の体育館で保護者参加の運動会を2回に分けて行いました。話した内容は「個人面談の記録」に残しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

各家庭の就労状況に応じた配慮をしています。職員は保護者が安心して子育てができるように支援をしています。連絡帳の内容や送迎時の表情などから、保護者の悩みや疲れをキャッチできるように、常に心がけています。普段から積極的に保護者に声をかけ、要望がなくても落ち着ける場で話を聞いています。相談内容は記録して職員間で共有し、園全体でサポートできる体制を作っています。個人面談は担任・園長・副主任が対応し、職員は助言を得ています。必要に応じて市役所や療育センターからアドバイスを受けたり、個別に専門機関を紹介しています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。

- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待対応マニュアルを作成しています。職員会議で実例を挙げて、対応について話し合っています。登園時の視診、着替え時や身体測定の際の全身の観察などから身体の状況を確認しています。子どもの言動・送迎時の保護者の様子・連絡帳を通じて、子どもの様子に変化がないかを気づくことができるよう努めています。毎年園内研修で「人権擁護のためのセルフチェック」を行い、人権についての意識を高めています。職員は送迎時など日常のコミュニケーションを大切にし、保護者との信頼関係を築いています。現在課題を抱えている保護者には、より丁寧な声かけをして、相談しやすい環境を作っています。関係機関の連絡先一覧を整備し、必要時には速やかに対応できるようにしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

		第三者評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画は年4回、月間指導計画は月末にクラスに関わる職員で「振り返り(自己評価)」を行っています。記録には活動の内容だけでなく、反省や気づきをしっかりと残すようにしています。日常の保育や話し合いには園長もできるだけ参加し、保育の向上につながるような話し合いを重ねています。年2回職員一人ひとりの目標設定をして、半期ごとに振り返りをおこなっています。結果をもとに園長面談で話し合い、次回の個人目標の設定につなげています。職員個人の自己評価が互いの学び合いや園全体の自己評価につなげられるような取り組みが期待されます。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323